

# 平成30年7月豪雨により被災された被保険者の皆様へ 医療機関等の窓口で支払う一部負担金の免除について

## 1. 豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、上郡町、香美町、姫路市、西脇市、丹波市、 多可町、佐用町、養父市、たつの市、市川町、神河町にお住まいの方

平成30年7月豪雨により、次の①から⑤までのいずれかに該当する方は、その旨を医療機関等の窓口でご申告いただくことで一部負担金の支払いが不要になります(平成30年10月末まで)。別添のリーフレット(厚生労働省作成「平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ」)も併せてご覧ください。

- ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止された方
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

## 2. 上記1. 以外の市町にお住まいの方

平成30年7月豪雨により、上記1. の①から⑤のいずれかに該当する方については、医療機関等の窓口で支払う一部負担金を平成30年10月末まで免除する証明書を発行します。お住まいの市(区)役所又は町役場の後期高齢者医療担当課の窓口で証明書(「後期高齢者医療一部負担金免除証明書」)の交付申請の手続きをしてください。

<申請手続きに必要なもの>

- ・被保険者証
- ・り災証明書など被災の状況を証明することができる書類(添付が困難な場合は、その旨を役所の窓口でお申し出ください)
- ・印鑑(認印で結構です)

※上記1. 及び2. のいずれの方も、入院したときの食事代や居住費などは免除の対象となりませんので、お支払いいただく必要があります。

兵庫県後期高齢者医療広域連合 給付課

電話:078-326-2023

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

別添

保険証や現金がなくても



平成30年7月13日時点

医療機関等を受診できます

- **災害救助法の適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

**(平成30年10月末まで)**

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方  
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

#### 対象保険者

[兵庫県]

豊岡市 篠山市 朝来市 宍粟市 赤穂郡上郡町 美方郡香美町 姫路市 西脇市 丹波市  
多可郡多可町 佐用郡佐用町 養父市 たつの市 神崎郡市川町 神崎郡神河町  
兵庫県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- なお、被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。